令和８年９月発行

埼玉県キャリア形成プログラム
（基本版）



発行：埼玉県総合医局機構

目次

１．キャリア形成プログラム（基本版）について　・・・　３

２．用語の定義　・・・　４

３．モデルコース　・・・　８
(1-1)特定診療科
(1-2)準特定診療科
(1-3)その他の診療科
(2)海外留学コース
(3)学位取得コース

４．臨床研修病院一覧　・・・１５

５．専門研修プログラム基幹施設一覧　・・・１６

６．研修資金貸与制度　・・・１７

７．臨床研修指導医資格取得支援事業　・・・１８

1.キャリア形成プログラム（基本版）について

１．対象者
埼玉県医師育成奨学金貸与条例により奨学金を貸与された者、その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

２．目的
県が指定する勤務を行う対象者の能力の開発及び向上を図る

３．県が指定する勤務とは
・県内臨床研修病院における臨床研修の受講
・県内病院における専門研修の受講
・特定医療機関における勤務
・特定診療科等又は準特定診療科における勤務

４．義務年限
貸与期間の１． ５倍の期間（原則９年間）

５．県が指定する勤務の中断について
以下に掲げる理由が継続する期間内において県が必要と認める期間は、県指定の勤務を中断（猶予）することができる。
（１）県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
（２）県外で専門研修を受講しているとき
（３）大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、
翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意志を有するとき。
（４）災害、疾病で業務に従事できないとき（実際にかかった期間）。
（５）産休・育児休業中のとき（法令により定められている期間）。
（６）大学院に在学しているとき（大学院、留学で合計４年間）。
（７）海外留学などの医学研修を受講しているとき（大学院、留学で合計４年間）。
（８）臨床研修を２年以内に修了できなかった場合で引き続き臨床研修を継続するとき。
（９）その他やむを得ないと認められるとき。

2.用語の定義

用語	定義
特定地域	医師の確保が必要な地域として県が指定した地域 R8.4.1現在、４医療圏（川越比企(北)、利根、北部、秩父）が該当
特定医療機関	①特定地域の公的医療機関 ②独立行政法人国立病院機構が開設する特定地域の医療機関 ③医師の確保が必要な医療機関として知事が定める医療機関
特定診療科等	県内病院の産科、小児科、救命救急センター
準特定診療科	県内病院の外科、県内医療機関の総合診療を担う診療科
２次医療圏	下表のとおり

医療圏		構成市町村
南部		川口市・蕨市・戸田市
南西部		朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町
東部		春日部市・越谷市・松伏町・草加市・八潮市・三郷市・吉川市
さいたま		さいたま市
県央		鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
川越比企	(北)	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
	(南)	川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町
西部		所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市
利根		行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
北部		熊谷市・深谷市・寄居町・本庄市・美里町・神川町・上里町
秩父		秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町

※黄色：特定地域

（参考）特定医療機関

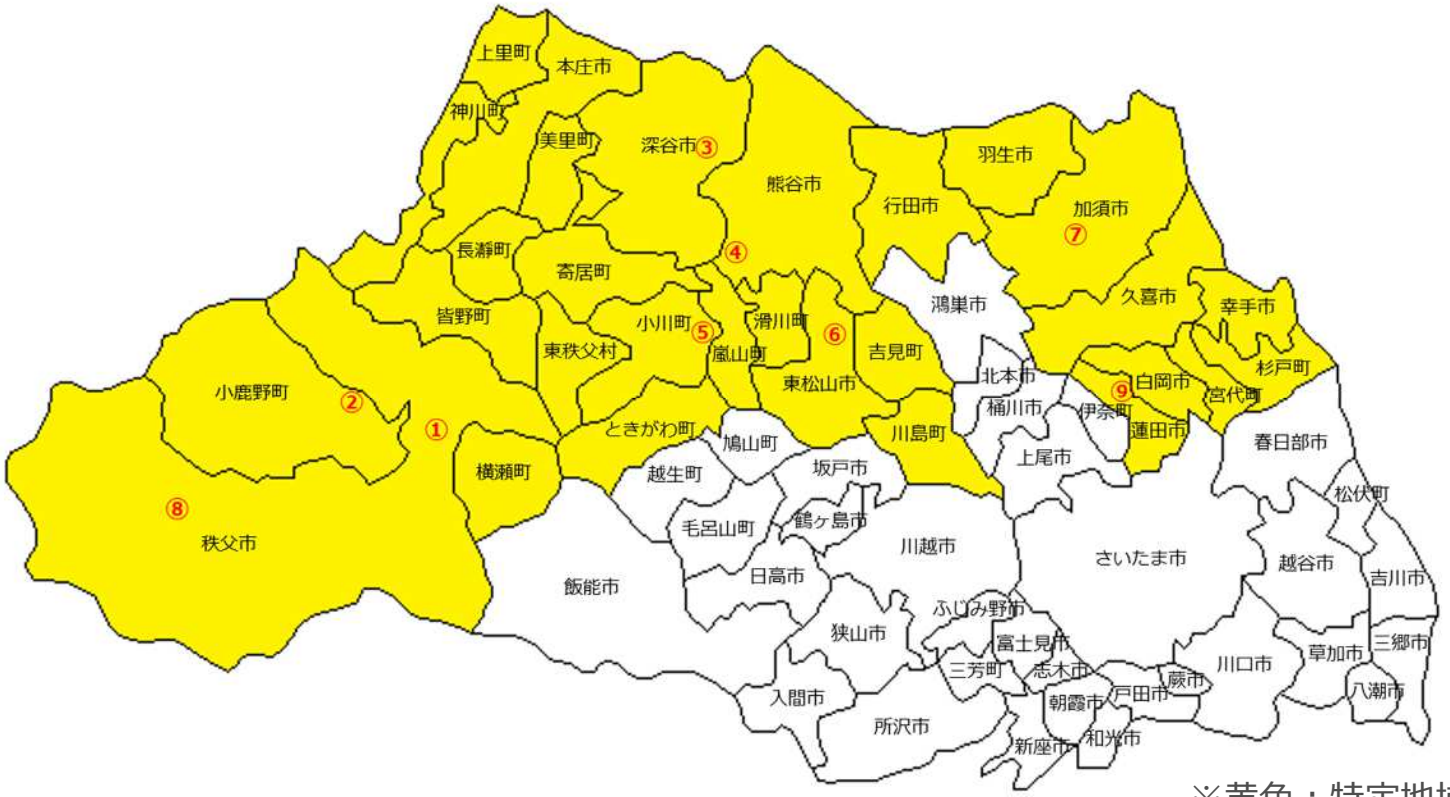
（１）特定地域の公的医療機関
…①秩父市立病院　②国民健康保険町立小鹿野中央病院　③深谷赤十字病院　④埼玉県立循環器・呼吸器病センター
⑤小川赤十字病院　⑥東松山市立市民病院　⑦済生会加須病院　⑧大滝診療所

（２）国立病院機構が開設する特定地域の医療機関
…⑨東埼玉病院

（３）その他知事が指定する医療機関（指定医療機関）
…次のア又は1イに該当する方については、下記医療機関で勤務した場合についても、特定医療機関で勤務したものと扱います。
（ａ）特定地域の地域医療支援病院　（ｂ）特定地域の災害拠点病院　（ｃ）秩父地域の病院

ア　特定・準特定診療科以外の診療科で、専門研修を指定医療機関で受講している方（特定医療機関勤務と算定する期間は2年間が上限）

イ　(1)(2)の医療機関における採用枠が充足した場合、指定医療機関における勤務も特定医療機関で勤務したものと扱います。
具体的には「特定地域の公的・国立病院と埼玉県医師育成奨学金貸与医師とのマッチング」に参加し、特定地域の公的・国立病院での採用に至らなかった方が対象となります。



※黄色：特定地域

病院名	a	b	c
熊谷総合病院	○		
東松山医師会病院	○		
行田総合病院	○	○	
新久喜総合病院	○	○	
羽生総合病院		○	
秩父病院			○
秩父生協病院			○
秩父第一病院			○
清水病院			○
皆野病院			○

（参考）特定地域の公的・国立病院と奨学金貸与医師のマッチング

翌年から特定地域で
義務従事をしたい



専門研修最終年度の奨学金貸与医師
専門研修終了済みの奨学金貸与医師

翌年から勤務する
医師を確保したい



特定地域の公的･国立病院

優先マッチングを
実施



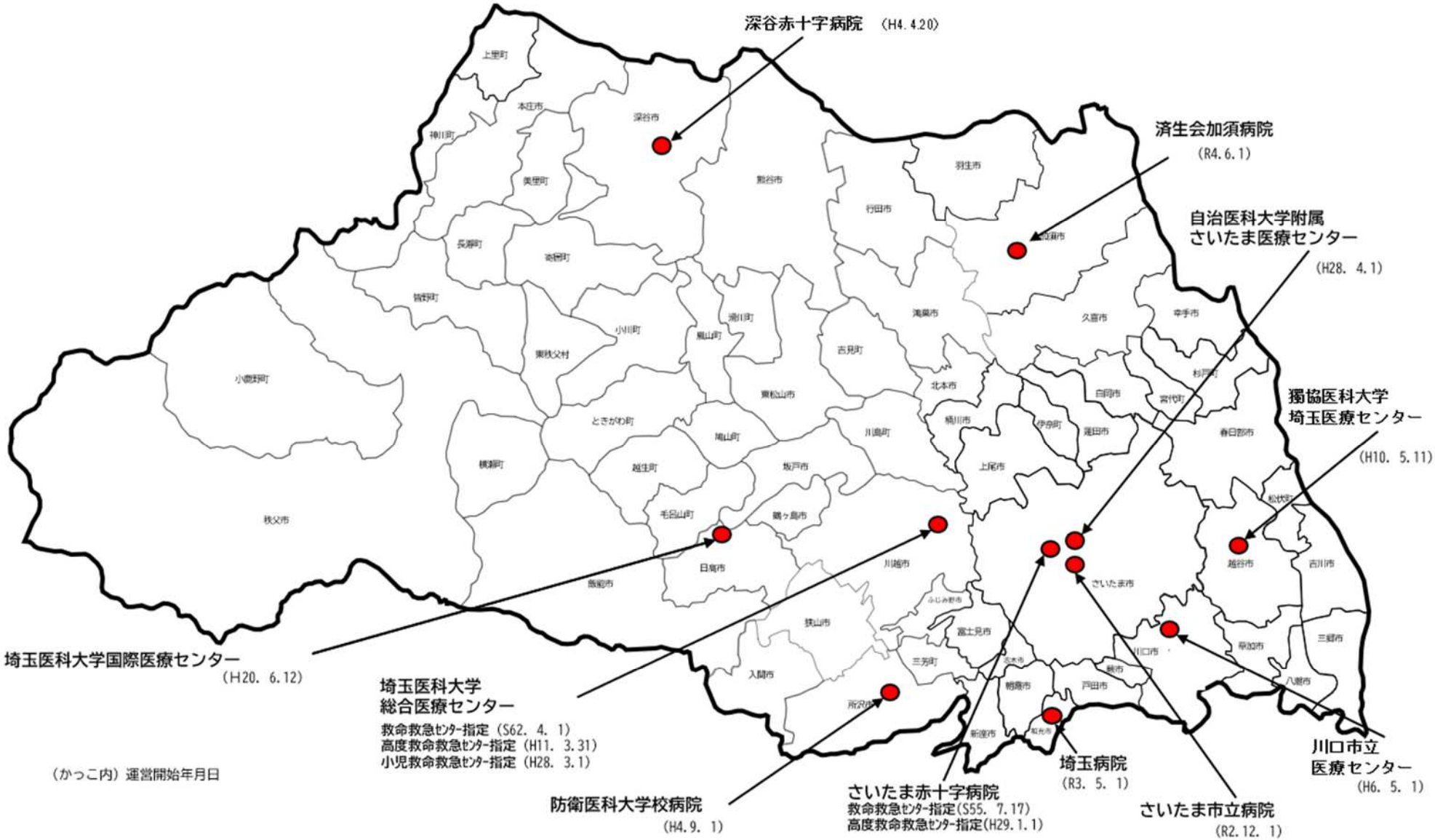
採用の場合
翌年から公的･国立病院で勤務



不採用の場合
指定医療機関での勤務を許可

※マッチングの詳細は県HP（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishiikusei-shougakukin/matching.html）でご確認ください。

（参考）県内の救命救急センター



3.モデルコース

- (1-1)特定診療科
- (1-2)準特定診療科
- (1-3)その他の診療科
- (2)　海外留学コース
- (3)　学位取得コース

3(1-1)特定診療科

特定診療科（産科、小児科、救命救急センター）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

二　特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		県内病院			県内病院			

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。
（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）

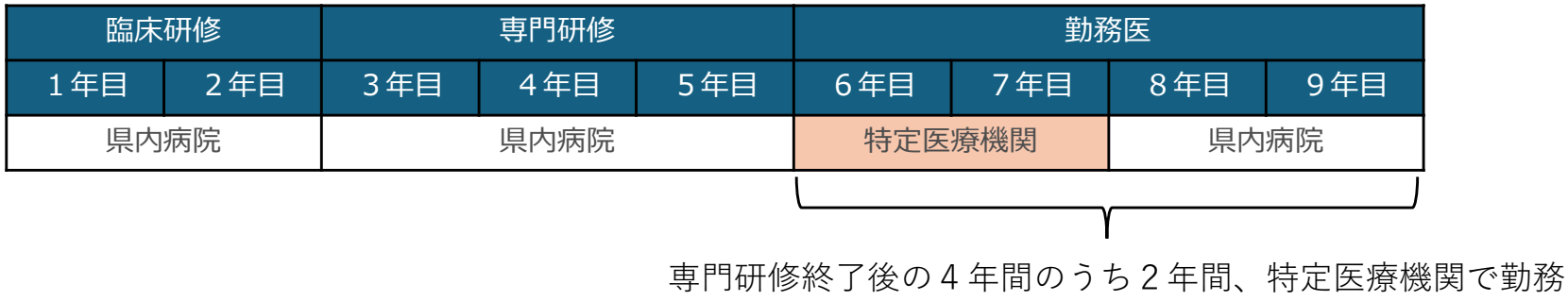
3(1-2)準特定診療科

準特定診療科（外科、総合診療を担う診療科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

三　準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

基本パターン



※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。
（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務には算定しません。

3(1-3)その他の診療科

特定・準特定診療科以外（内科、精神科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、リハビリテーション科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		県内病院			特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		特定医療機関		県内病院	特定医療機関		県内病院	

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

専門研修終了後の４年間のうち２年間、
特定医療機関で勤務

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。
（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

3(1-3)その他の診療科

特定・準特定診療科以外（整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、形成外科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修				勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	5年目	６年目	７年目	８年目	９年目	10年目
県内病院		県内病院				特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修				勤務医		
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		特定医療機関		県内病院		特定医療機関		県内病院

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

専門研修終了後の３年間のうち２年間、
特定医療機関で勤務

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。
（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

3(1-3)その他の診療科

特定・準特定診療科以外（皮膚科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修					勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	5年目	６年目	７年目	８年目	９年目	10年目	11年目
県内病院		県内病院					特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修					勤務医	
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		特定医療機関		県内病院			特定医療機関	

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。
（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

3(2)海外留学コース

（例）県内病院で専門研修受講後に海外留学

	臨床研修		専門研修			海外留学		勤務医			
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
勤務施設	義務従事		義務従事			義務猶予		義務従事			

※海外留学期間は「猶予」となります。

3(3)学位取得コース

（例）県内病院で専門研修受講後に学位取得

	臨床研修		専門研修			学位取得		勤務医			
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
勤務施設	義務従事		義務従事			義務猶予		義務従事			

※学位取得期間は「猶予」となります。

4.臨床研修病院一覧

南部保健医療圏		
01 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5
02 埼玉協同病院	333-0831	川口市木曽呂1317
03 川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180
04 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町1-19-3
南西部保健医療圏		
05 TMGあさか医療センター	351-0023	朝霞市溝沼1340-1
06 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1
07 新座志木中央総合病院	352-0001	新座市東北1-7-2
東部保健医療圏		
08 春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央6-7-1
09 獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50
10 みさと健和病院	341-8555	三郷市鷹野4-494-1
11 草加市立病院	340-8560	草加市草加2-21-1
12 春日部中央総合病院	344-0063	春日部市緑町5-9-4
13 秀和総合病院	344-0035	春日部市谷原新田1200
14 越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32
15 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央4-5-1
さいたま保健医療圏		
16 自治医科大学附属さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847
17 さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室2460
18 彩の国東大宮メディカルセンター	331-8577	さいたま市北区土呂町1522
19 さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5
20 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根299-1
21 埼玉メディカルセンター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-9-3
県央保健医療圏		
22 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座1-10-10
23 北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100
川越比企保健医療圏		
24 埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981
25 関越病院	350-2213	鶴ヶ島市脚折145-1
26 埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
27 小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町小川1525
西部保健医療圏		
28 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川2-37-20
29 埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根1397-1
30 国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671
利根保健医療圏		
31 羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬446
32 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見418-1
33 済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳1680
34 行田総合病院	361-0056	行田市持田376
北部保健医療圏		
35 熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西4-5-1
36 深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2



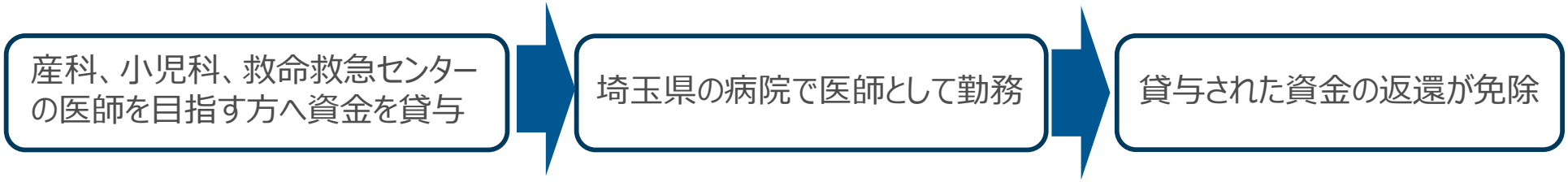
5.専門研修プログラム基幹施設一覧

二次医療圏	掲載順	基幹施設名	臨床研修病院	特定労務管理対象機関指定	内科	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	救急科	形成外科	リハビリ	総合診療科	合計
南部	1	埼玉県済生会川口総合病院	○	○	●	●				●							●							4
	2	埼玉協同病院	○	○	●																		●	2
	3	川口市立医療センター	○	○	●	●				●							●			●				5
	4	戸田中央総合病院	○		●					●							●	●						4
	5	さいわい診療所																					●	1
南西部	6	TMGあさか医療センター	○	○													●						●	2
	7	国立病院機構 埼玉病院	○	○	●	●						●					●			●		●	●	7
	8	イムス富士見総合病院				●																		1
	9	新座志木中央総合病院	○		●					●														2
東部	10	春日部市立医療センター	○		●																			1
	11	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院		○				●																1
	12	南埼玉病院						●																1
	13	獨協医科大学埼玉医療センター	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	18
	14	みさと健和病院	○		●																		●	2
	15	草加市立病院	○		●																			1
	16	春日部中央総合病院	○		●																			1
	17	秀和総合病院	○		●																			1
	18	北辰病院						●																1
さいたま	19	自治医科大学附属さいたま医療センター	○	○	●	●	●		●		●	●	●	●		●	●	●		●	●		●	14
	20	さいたま市立病院	○	○	●	●			●								●			●				5
	21	彩の国東大宮メディカルセンター	○		●																			1
	22	さいたま赤十字病院	○	○	●		●		●		●						●			●				6
	23	浦和神経サナトリウム						●																1
	24	大宮厚生病院						●																1
	25	さいたま市民医療センター	○	○	●	●																		2
	26	埼玉県立小児医療センター		○		●																		1
	27	埼玉メディカルセンター	○		●					●											●			3
県央	28	上尾中央総合病院	○	○	●				●	●			●	●			●						●	7
	29	北里大学メディカルセンター	○	○	●					●				●										3
	30	埼玉県立精神医療センター						●																1
	31	埼玉県済生会鴻巣病院						●																1
川越比企	32	埼玉医科大学総合医療センター	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		17
	33	関越病院	○																				●	1
	34	埼玉医科大学病院	○	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	16
西部	35	埼玉石心会病院	○	○	●				●											●			●	4
	36	埼玉医科大学国際医療センター	○	○	●				●						●	●	●	●		●				7
利根	37	久喜すずのき病院						●																1
	38	羽生総合病院	○						●														●	2
	39	新久喜総合病院	○	○	●				●											●				3
	40	埼玉県済生会加須病院	○	○	●				●	●										●				4
北部	41	深谷赤十字病院	○	○	●				●											●			●	4
	42	熊谷生協病院																					●	1
秩父	43	秩父市立病院																					●	1
合計			30	21	27	11	5	11	12	11	5	5	5	6	3	3	13	6	3	13	4	4	15	162

※埼玉県内の専門研修施設や基幹プログラムについては「埼玉県専門研修プログラムNavi」（https://saisen-navi.jp）で詳しくご確認いただけます。

6.研修資金貸与制度

○臨床研修医・専攻医向け研修資金貸与制度



	臨床研修医向け研修資金	専攻医向け研修資金
対象者	埼玉県内の臨床研修病院の臨床研修医	埼玉県の周産期母子医療センターまたは救命救急センターにおいて、産科、小児科または救急医療に係る専門研修を受講している専攻医
貸与金額	月額**10万円以内**	月額**20万円以内**
貸与期間	**２年**以内	**３年**以内
返還免除条件	埼玉県内の病院の**産科、小児科または救命救急センター**で**貸与期間の1.5倍勤務**すること	

7.臨床研修指導医資格取得支援事業

○　臨床研修指導医資格取得支援事業
　奨学金貸与者等が義務年限終了後、臨床研修指導医になるために要する経費を医療機関に補助する。

	臨床研修指導医資格取得支援事業
対象	補助対象者が、自院に所属する常勤医師で、次の（１）及び（２）に該当する者に対し、臨床研修指導医の資格取得を支援する事業 （１）次のいずれかに該当する者 　ア　埼玉県出身者奨学金又は埼玉県指定大学奨学金貸与者であり、義務年限終了後の者 　イ　埼玉県臨床研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者 　ウ　埼玉県後期研修医研修資金貸与者であり、義務年限終了後の者 　エ　自治医科大学医学部埼玉県枠卒業生であり、義務年限終了後の者 （２）当該補助金を交付する年度末時点において、年齢45歳以下の者
対象事業	（１）臨床研修指導医講習会受講支援事業 （２）学会参加支援事業（指導医育成に資するものとする。）
補助額の算定方法	臨床研修指導医資格取得のための次の経費を補助（補助限度額**１名**あたり**３０万**円） 　・臨床研修指導医講習会受講料 　・学会参加費（指導育成に資するものとする。） 　・旅費・滞在費（**日額１万円**まで） 　・書籍購入費
要綱・各種様式	事業の概要、実施要領、補助金の交付要綱、各種様式は埼玉県ホームページへ 臨床研修指導医資格取得支援事業補助金について